

富山県地域交通活性化推進会議設置要綱

(目的)

第1条 平成28年3月に策定した富山県地域交通ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づき、関係者が連携協力し、相互に進捗状況等を確認しながら、効果的に取組みを進めるため、ビジョンのフォローアップを行うとともに、県民の日常生活等を支える総合的な地域公共交通体系の構築に向け、関係者が幅広く協議する場として、富山県地域交通活性化推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンに記載した各取組みの実施状況等の確認と課題への対応などビジョンのフォローアップに関する事。
- (2) 富山県内の交通機関の利便性の向上や持続可能な地域交通ネットワークの充実等に向けた取組みに関する事。
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員24人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者並びに経済団体、交通事業者、利用者の代表者及び行政等から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座長)

第4条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、知事が指名するものとする。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は、座長が出席できないとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、知事が招集する。

- 2 知事が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門小委員会)

第6条 特定の事項について検討するために必要があるときは、会議に専門小委員会を置くことができる。

- 2 専門小委員会は、知事が委嘱する委員及び専門委員若干名で組織する。
- 3 専門委員の任期は、知事が定める。
- 4 委員長は、座長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、富山県知事政策局総合交通政策室及び同観光・地域振興局観光課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。